

# (参考 1) JETRO等による事業者支援



# JETRO・JFOODOの取組概要

- JETROでは、(1) 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等サポート、(2) 海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催によるビジネスマッチング支援等、輸出促進に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施。
- JFOODOでは、「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出すため、品目毎に対象市場を設定し、戦略的に新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告展開、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

## 輸出事業者等サポート

### 1. 輸出セミナーの開催

- ・商談スキルセミナー
- ・品目別セミナー
- ・海外マーケットセミナー

### 2. 制度・マーケット情報の提供

- ・品目別輸入制度調査
- ・海外有望市場商流調査

### 3. 相談対応

- ・農林水産・商品輸出相談窓口
- ・海外コーディネーター(海外在住の専門家)による輸出支援相談

## ビジネスマッチング支援

### 1. 海外見本市出展支援

JETROが主催・参加する海外見本市の  
ジャパン・パビリオンへの出展をサポート

### 2. 国内・海外商談会

- ・国内・海外商談会  
(世界各国の優良バイヤーとの商談会や、  
国内商社とのマッチング)
- ・常時オンライン商談  
(随時海外バイヤーと商談アレンジ)

### 3. 食品サンプルショールーム設置

海外主要都市のJETRO事務所等にショールーム  
を設置し、バイヤーに新商品を提案

### 4. 専門家(輸出プロモーター)による個別支援

輸出に熱意があり有望な商品を持つ企業を  
専門家が一貫サポート

## 日本産農林水産物・食品の ブランディング

### JFOODOによる 戦略的プロモーション

#### 対象品目

- 牛肉、日本産水産物、日本茶、  
米粉、日本酒、日本ワイン



## 海外市場の開拓

### 1. 海外コーディネーターによる新規 バイヤーの開拓

### 2. 日本産食材サポーター店等と連 携したプロモーション

### 3. Japan Street

- ・BtoBプラットフォーム(電子カタログサイト)

### 4. Japan Mall

- ・海外主要ECサイトでの買取販売支援

# JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 輸出事業者等サポート

- 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等を実施。

## 輸出セミナーの開催



輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

## 制度・マーケット情報の提供

農林水産物・食品の輸出支援ポータル



農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

輸出先各国の制度及び市場情報等について調査し、JETROポータルサイトで情報を提供。

## 相談対応

### ■ 農林水産・食品輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。



### ■ 海外コーディネーターによる輸出支援相談



JETROが海外に配置する農林水産・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、Eメール相談、プリーフィングを無料で実施。

# JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 ビジネスマッチング支援等

- 海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催、食品サンプルショールーム設置等によるビジネスマッチング支援、日本産食材等の需要喚起のためのプロモーション等を実施。

## 海外見本市出展・商談会開催



JETROが主催・参加する海外見本市のジャパン・パビリオンへの出展サポート（出展企業・団体を公募）※ や、商社やバイヤーを招聘した商談会を実施。

※一部出展経費をジェトロが補助（見本市により補助対象・補助率が異なります）

## 食品サンプルショールーム設置



JETROの海外事務所等に、現地バイヤー等が随時閲覧・試食等可能な食品サンプルショールームを通年もしくはスポットで設置。現地バイヤーとの商談機会を提供。

## 輸出プロモーターによる個別支援

審査

- 輸出戦略のアドバイス、輸出体制構築支援
  - マーケット情報の収集支援
  - バイヤー情報の収集支援
  - 商談会・見本市動向
  - 商談フォローアップ支援
  - 契約締結アドバイス
  - 代金回収
- 一貫したサポートを提供

農林水産・食品分野の専門家が、国内事業者の製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、契約締結までを一貫してサポート。

## 日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション



海外で日本産食材を積極的に使用している日本産食材サポーター店（飲食・小売店）等と連携し、重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等のプロモーションを実施。

# 「初心者のための 農林水産物・食品 輸出商談セミナー」

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

農林水産省  
補助事業

参加  
無料

対象 農林水産物・食品の輸出を  
検討している事業者

【オンデマンド配信】

2022年9月21日(水)

～2023年3月31日(金)

輸出の基礎知識習得と商談スキルの向上を目指すウェビナーの基礎編です。  
はじめて輸出に取り組む事業者のみなさまにもわかりやすく解説いたします。

形式：オンデマンド配信

\*本セミナーは2022年9月14日(水)に実施したウェビナー(ライブ配信)を録画した内容です。

【講師】小林 尚 (こばやし ひさし) 氏

ジェトロ輸出プロモーター事業専門家(農林水産・食品分野)

日本酒蔵元にて、約20年間日本酒の輸出業務全般(計画策定、プランディング、海外営業、物流、貿易事務等)に従事し、世界十数カ国向けの輸出業務を支える。現在は、有限会社ネイルドイットジャパン代表取締役であり、また日本産酒類輸出促進コンソーシアムの専門家として、全国の中小企業の海外展開支援に携わっている。



トピック

- ・農林水産物・食品輸出の現状 ・輸出開始に向けての準備
- ・商談に向けての準備 ・資料、事例紹介 ・質疑応答

※上記は予定であり、変更になる可能性があります。

お申込み

2023年3月31日まで登録受付  
お申し込みは二次元コードまたは  
URLからアクセスしてください。

<https://www.jetro.go.jp/events/aff/122c3f1ed3e74db0.html>



お問い合わせ先

ジェトロ 農林水産・食品市場開拓課  
担当：上嶋・阿部・吉川

E-mail : AFB-AD@jetro.go.jp

TEL : 03-3582-5186

## 香港向けコメ輸出に係る規制、手続き

日本からの輸出に関する制度

### コメの輸入規制、輸入手続き



品目の定義	輸入規制	食品関連の規制	輸入手続き	輸入関税等	その他
-------	------	---------	-------	-------	-----

### 品目の定義

本ページで定義するコメのHSコード

1006.10 : もみ  
1006.20 : 玄米  
1006.30 : 精米  
1106.40 : 砕米

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[香港税関 \(Customs and Excise Department\) \(英語\)](#)

##### その他参考情報

[香港特別行政区政府統計処 \(英語\)](#)

### 香港の輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）
2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）
3. 動植物検疫の有無

#### 1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

調査時点：2019年8月

コメについて日本から輸入が禁止されている品目はありません。また、コメに関する特別な放射性物質規制もありません。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[香港食物安全センター \(CFS\) \(英語\)](#)

[農林水産省](#)

##### 根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸出入（登録）規則」 \[Cap.60E Import and Export \(Registration\) Regulations\] \(英語\)](#)

##### その他参考情報

[香港食物安全センター「輸入食品の管理」 \(Imported Food Control\) \(英語\)](#)

[全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」 \(10.5MB\)](#)

[農林水産省「香港向け輸出証明書等の概要について」](#)

### （施設登録等に関する情報）

#### 2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

調査時点：2019年8月

日本からコメを輸出するにあたって、香港側から求められる特別な許可などはありません。

農林水産省では、販売などの目的でコメを輸出する場合には、事前に地方農政局などへ輸出数量の届け出を行うことを義務付けています。届け出を行わなかったり、虚偽の届け出によりコメを輸出したりした場合には、20万円以下の過料に処せられることがあるため注意が必要です。詳細は関連リンクの「米麦等を輸出される方へ」（農林水産省）を確認してください。ただし、個人的使用に供するために、非商業的に輸出される米穀は届出義務が免除されます。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[農林水産省](#)

##### 根拠法等

[主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律](#)

##### その他参考情報

[農林水産省「輸出される食品等に関する輸入規制について」](#)

[農林水産省「米麦等を輸出される方へ」](#)

### （動植物検疫に関する情報）

#### 3. 動植物検疫の有無

調査時点：2019年8月

日本からコメを輸出する場合、コメは輸入検疫の対象になっていません。日本側で植物検疫証明書を取得する必要はありません。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[農林水産省 植物防疫所](#)

##### 根拠法等

[植物防疫法 第10条（輸出植物の検査）](#)

[植物防疫法施行規則 第3章（輸出植物の検査）](#)

##### その他参考情報

[植物防疫所「諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧（早見表）：貨物編」](#)

[全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」 \(10.5MB\)](#)

### 香港の食品関連の規制

1. 食品規格
2. 残留農薬および動物用医薬品
3. 重金属および汚染物質
4. 食品添加物
5. 食品包装（食品容器の品質または基準）
6. ラベル表示
7. その他

### （食品規格に関する情報）

#### 1. 食品規格

調査時点：2019年8月

コメに関する特別な食品規格はありません。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[香港食物安全センター \(CFS\) \(英語\)](#)

##### 根拠法等

香港特別行政区基本法「公衆衛生および市政条例第132章」(Cap.132 The Public Health And Municipal Services Ordinance) [📄](#)

#### その他参考情報

香港食物安全センター「食品に関する法律/ガイドライン」(Food Legislation / Guidelines) (英語) [📄](#)

## (残留農薬に関する情報)

### 2. 残留農薬および動物用医薬品

調査時点：2019年8月

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「残留農薬に関する規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

香港食物安全センター (CFS) (英語) [📄](#)

##### 根拠法等

香港特別行政区基本法「残留農薬に関する規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) (英語) [📄](#)

##### その他参考情報

香港食物安全センター「食品中の残留農薬のモニタリング」(Monitoring Pesticides Residues in Food) (英語) [📄](#)

香港食物安全センター「食品規制における残留農薬(よくある質問)」(Pesticide Residues in Food Regulation) (英語) [📄](#)

香港食物安全センター「残留農薬基準値データベース」(Hong Kong Pesticide MRL Database) (英語) [📄](#)

農林水産省「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」[📄](#)

全日本コム・コム関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コム・コム加工品輸出ハンドブック」[📄](#) (10.5MB)

## (重金属に関する情報)

### 3. 重金属および汚染物質

調査時点：2019年8月

#### 重金属規制：2019年11月1日から有効

2019年11月から施行される「食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations) では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

規制対象となる「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」の付表第2部(Part 2 Maximum Level of Metal in Food)にリスト化されています。

複数の原料から構成される「合成食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3(4)に規定されたとおり、「合成食品のすべての原料が特定食品に該当する場合には、「(当該)合成食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この合成食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

改正規則のもとでは、当該食品に関する活動が2019年11月1日以前に実施されており、同時点で発効している規則に違反していない場合に限り、2020年10月31日までの猶予期間が認められています。ただし、果物・野菜・そのジュース、畜産動物や家きんの食用肉・食用内臓、水生動物や家きん卵のいずれかに該当し、(a)保存工程を經ていないもの、あるいは(b)冷凍でなくチルドとして保存されたもの場合には猶予期間の適用はありません。

#### ヒ素および重金属などの許容量リスト(コム)

特定金属	特定食品	含有上限量(mg/kg)
ヒ素(無機ヒ素として)	玄米	0.35
	精米	0.2
アンチモン	穀物	1
カドミウム	玄米・精米	0.2

特定金属	特定食品	含有上限量(mg/kg)
クロム	穀物	1
鉛	穀物	0.2
水銀(総水銀として)	米	0.02

#### 有害物質：

有害物質に関しては「有害物質に関する規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations) (香港特別行政区基本法)のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

香港食物安全センター (CFS) (英語) [📄](#)

香港特別行政区基本法「食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations) (英語) [📄](#) (355KB) / (ジェトロ仮訳) [📄](#)

香港特別行政区基本法「有害物質に関する規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations) (英語) [📄](#)

##### その他参考情報

香港食物安全センター「食品微生物含有量ガイドライン」(Microbiological Guidelines for Food) (英語) [📄](#) (1.6MB)

香港食物安全センター「食品に関する法律/ガイドライン」(Food Legislation / Guidelines) (英語) [📄](#)

ジェトロ「香港「2018年食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則ガイドライン」(仮訳)」[📄](#) (1MB)

## (食品添加物に関する情報)

### 4. 食品添加物

調査時点：2019年8月

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

着色料に関しては「着色料に関する規則」(Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations) Schedule 1に挙げられている着色料を使用することができます。

甘味料に関しては「甘味料に関する規則」(Cap.132U Sweeteners in Food Regulations) Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。

食品保存料に関しては「保存料に関する規則」(Cap.132BD Preservatives in Food Regulation)のSchedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

香港食物安全センター (CFS) (英語) [📄](#)

##### 根拠法等

香港特別行政区基本法「着色料に関する規則」(Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations) (英語) [📄](#)

香港特別行政区基本法「甘味料に関する規則」(Cap.132U Sweeteners in Food Regulations) (英語) [📄](#)

香港特別行政区基本法「保存料に関する規則」(Cap.132BD Preservatives in Food Regulation) (英語) [📄](#)

##### その他参考情報

香港食物安全センター「輸入管理と食品安全ガイドライン」(Import Control and Food Safety Guidelines) (英語) [📄](#)

ジェトロ「香港における食品添加物の規制状況」(2014年3月)

## (食品容器に関する情報)

### 5. 食品包装(食品容器の品質または基準)

調査時点：2019年8月

## (ラベル表示に関する情報)

### 6. ラベル表示

調査時点：2019年8月

「食品および薬物（成分組成および表示）規則」（Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations）に基づき、香港内で販売する食品に対して食品製造業者および包装業者は、次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。

- 食品名
- 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）-原材料：重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要 -アレルギー性物質：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩 -添加物：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号
- 賞味期限または消費期限
- 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- 製造業者または包装業者の名称と住所  
ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます  
1. 次のア～ウの情報が印字またはラベル表記されている場合  
ア、原産国  
イ、香港における販売業者や商標所有者の名称  
ウ、香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地  
2. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合  
3. 次のアおよびイを満たす場合  
ア、原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている  
イ、コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている  
4. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル化されている場合
- 数量、重量または容量
- 栄養成分（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は「食品および薬物（成分組成および表示）規則」（Cap. 132W）のSchedule 6を参照）

表示またはラベル貼付の規定の免除は表示規則のSchedule 4「Items exempt from Schedule 3」（付表3の規定を免除される項目）を確認してください。また、バイオテクノロジー原料を含む食品（GM食品など）の表示は現在任意で行われています。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- [香港食物安全センター（CFS）（英語）](#)
- [香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

##### 根拠法等

[香港特別行政区基本法「食品および薬物（成分組成および表示）規則」（Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations）（英語）](#)

##### その他参考情報

- [香港食物安全センター「遺伝子組換え（GM）食品の自主的表示に関するガイドライン」（Guidelines on Voluntary Labelling of Genetically Modified（GM）Food）（英語）](#) (75KB)
- [全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」](#) (10.5MB)

## 7. その他

調査時点：2019年8月

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食品安全条例」（Cap.612 Food Safety Ordinance）では食品輸入業者や食品卸売業者を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- [香港食物安全センター（CFS）（英語）](#)
- [香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

##### 根拠法等

[香港特別行政区基本法「食品安全条例」（Cap.612 Food Safety Ordinance）（英語）](#)

##### その他参考情報

- [香港食物安全センター「食品安全条例について」（英語）](#)

## 香港での輸入手続き

- [輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）](#)
- [輸入通関手続き（通関に必要な書類）](#)

### （輸入許可、輸入ライセンスに関する情報）

#### 1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

調査時点：2019年8月

香港ではコメが定期的かつ安定して供給されることを目的として、輸入米は認可統制の対象となっています。コメは「備蓄商品条例」（Cap.296 Reserved Commodities Ordinance）の備蓄品目の対象となっており、その輸出入は登録制となっています。そのため、コメを輸入する企業は、在庫保有者登録と輸入ライセンスを取得することが必要となり、登録を行えるのは、「商業登記条例」（Cap.310 Hong Kong Business Registration Ordinance）に基づき香港で商業登記した企業に限られます。香港全体で、約15日分の消費に十分な量のコメの備蓄を常に維持するために、輸入業者は在庫保有者として香港工業貿易署（TID）に登録のうえ、コメの備蓄在庫を維持する責任を分担します。登録の条件として、在庫保有者は輸入期間内に申告者が輸入すると保証した量と同じ量を輸入する必要があり、申告は輸入期間開始の6週間前までに行わなければなりません。コメの輸入ライセンスは香港工業貿易署（TID）に米在庫保有者として登録されている会社のみが発行され、輸入ライセンスは発行日より6週間有効で、1回の輸入につき有効です。なお、ライセンス申請は輸入するコメの用途（商業的利用あるいは個人的利用）や数量にかかわらず行う必要があります。ただし、個人で消費あるいは贈呈するためのコメを携行品として持ち込む場合、15kgまでは輸入許可などの取得なしでの持ち込みが可能です。

コメの輸入手続きや規制状況の詳細については、香港工業貿易署（TID）の公表する「コメの輸出入管理スキーム」（Rice Control Scheme）を確認してください。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- [香港食物安全センター（CFS）（英語）](#)
- [香港税関（Customs and Excise Department）（英語）](#)
- [香港工業貿易署（TID）（英語）](#)

##### 根拠法等

- [香港特別行政区基本法「輸出入（登録）規則」（Cap.60E Import and Export（Registration）Regulations）（英語）](#)
- [香港特別行政区基本法「備蓄商品条例」（Cap.296 Reserved Commodities Ordinance）（英語）](#)
- [香港特別行政区基本法「商業登記条例」（Cap.310 Hong Kong Business Registration Ordinance）（英語）](#)
- [食品安全条例「食品輸入業者および食品卸売業者の登録制度」（Food Safety Ordinance Registration scheme for food importers and food distributors）（英語）](#)

##### その他参考情報

- [香港工業貿易署（TID）「米の輸出入管理スキーム」（Rice Control Scheme）（英語）](#) (174KB)
- [香港工業貿易署（TID）「米の輸出入」（Import and Export of Goods -Rice-）（英語）](#)
- [香港工業貿易署（TID）「コメ在庫保有業者への登録申請」（Application for Registration as a Stockholder of Rice）（英語）](#) (643KB)
- [農林水産省「コメの輸出について」](#)

### （輸入通関手続きに関する情報）

[Import Control and Food Safety Guidelines）（英語）](#)

#### 2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

調査時点：2019年8月

コメの輸入通関には輸入ライセンスが必要になります。

また、すべての輸入（船積、空港貨物）商品には輸入陳述書（Import Statement）を添付しなければならず、輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、課税商品条例第109条（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。通関に伴う提出書類は次のとおりです。

積荷目録（マニフェスト）

エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類

インボイスおよびパッキングリスト

引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知

衛生証明書など（TIDにより提示が求められた場合）

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[香港税関（Customs and Excise Department）（英語）](#)

[香港工業貿易署（TID）（英語）](#)

##### 根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸出入（登録）規則」〔Cap.60E Import and Export \(Registration\) Regulations〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「課税商品条例 109条」〔Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「備蓄商品条例」〔Cap.296 Reserved Commodities Ordinance〕（英語）](#)

##### その他参考情報

[ジェトロ「輸出入手続」](#)

## （輸入時の検査・検疫に関する情報）

### 3. 輸入時の検査・検疫

調査時点：2021年1月

香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。

輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。サンプル検査に関しては、関連リンクの食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

##### 根拠法等

[香港特別行政区基本法「公衆衛生および市政条例第132章第59条」〔Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance〕（英語）](#)

##### その他参考情報

[香港食品安全センター「食品監視プログラム」〔Food Surveillance Programme〕](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に対する新しい取り決め」〔New Arrangement for Import Control on Japanese Food〕](#)

[全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」](#) (10.5MB)

### 4. 販売許可手続き

調査時点：2019年8月

コメの販売は、「備蓄商品（卸販売管理）条例」により規制されます。コメは備蓄商品とされるため、コメの販売には香港工業貿易署（TID）への備蓄商品の卸売業者登録が必要です。

また、「食品安全条例」の規定により、コメを含む食品に対して、食品卸売業者は香港食物環境衛生署（FEHD）署長に登録申請が必要です。

ただし、TIDにコメ在庫保有者登録済み、FEHDから香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

#### 1. 香港工業貿易署（TID）でのコメ在庫保有業者登録

a. 「コメ在庫保有業者への登録申請」（Application for Registration as a Stockholder of Rice）に従い、次の事項を記載し、必要書類を添付したうえでTID署長から登録の許可を受ける必要があります。

##### 1. 記載事項

企業名（登記名）

本社および支社の企業所在地と連絡先

登記番号

設立年月日

事業内容および取り扱う備蓄商品名（コメ）

企業形態（個人事業主、合名会社、有限会社、公開会社）に応じた次の項目

ア、個人事業主、共同経営者、議決権保有者の氏名（複数名が該当する場合には、それぞれの氏名を記載する。公開会社については、議決権付き株式の5%以上を保有する者の氏名を記載）

イ、アに該当する各人のパスポート番号/HKID番号

ウ、アに該当する各人の事業利益の取得比率（合名会社の場合）、議決権の保有割合（有限会社や公開会社の場合）

登録期間におけるコメの総輸入量

##### 2. 必要添付書類

b. 申請後、14日以内に申請結果が通知されます。

c. 申請料金は無料です。

#### 2. 香港食物環境衛生署（FEHD）での卸売業者登録

a. FEHD署長あてに、取り扱う食品の種類および要求されているその他の書類を指定のフォーマットで提出（詳細は香港食品安全センター「申請フォーム」〔Application Forms〕を参照してください）。

b. 初回申請には195香港ドルが課され3年間有効です。更新には180香港ドルが課され3年間の延長が認められます。

また、「食品業規則」により、レストランや店舗の営業には、食品事業ライセンスの取得が必要です。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

[香港工業貿易署（TID）（英語）](#)

##### 根拠法等

[香港特別行政区基本法「食品業規則」〔Cap.132X FOOD BUSINESS REGULATION〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「備蓄商品条例」〔Cap.296 Reserved Commodities Ordinance〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「食品安全条例」〔Cap.612 Food Safety Ordinance〕（英語）](#)

##### その他参考情報

[香港食物環境衛生署「必要なライセンスの種類に関するガイド」〔Guide on Types of Licences Required〕（英語）](#)

[香港食物環境衛生署「ライセンス申請の手引き」〔Guide to Application for Licences〕（英語）](#)

[香港食品安全センター「食品輸入業者および食品卸売業者の登録制度」〔Registration scheme for food importers and food distributors〕（英語）](#)

[香港食品安全センター「申請フォーム」〔Application Forms〕（英語）](#)

[香港工業貿易署（TID）「コメ在庫保有業者への登録申請」〔Application for Registration as a Stockholder of Rice〕（英語）](#) (643KB)

### 5. その他

調査時点：2019年8月

## （輸入関税に関する情報）

### 香港内の輸入関税等

1. 関税
2. その他の税
3. その他

# 香港の農林水産物・食品に関する基本情報

国・地域名

香港

<p><b>人口・経済発展状況等</b></p> <p>〔参考：日本〕 ●人口：1億2,550人 (2021年10月推計値、総務省統計局「人口推移」) ●実質GDP成長率：2.1% (2021年度、前年度比、内閣府) ●1人あたりGDP(名目)：3万9,340ドル (2021年4月、IMF)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口 <b>740万人</b> 2021年、香港政府統計処</li> <li>実質GDP成長率 <b>6.3%</b> 2021年、香港政府統計処</li> <li>1人あたりのGDP(名目) <b>49,727ドル</b> 2021年、国際通貨基金(IMF)</li> <li>為替レート(1HKD) <b>14.56円</b> 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティングが替相場 2021年間平均(TTS)</li> <li>日本の直接投資額 <b>5,205億円</b> 財務省 対外・対内直接投資フォロー 令和3年(2021年)</li> <li>進出日系企業数 <b>541社</b> 2020年、外務省「海外進出日系企業拠点数調査」令和2年版</li> <li>在留邦人 <b>2万4,097人</b> 外務省「海外在留邦人数調査統計」令和4年版</li> <li>訪日外客数 <b>1,252人</b> 2021年暫定値、日本政府観光局(JNTO)</li> <li>日本食レストラン数 <b>1,350店</b> 2021年、香港政府統計処</li> </ul>	<p><b>市場規模(2021年、ユーロモニター)</b></p> <p>参考：(日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生鮮食品：107,631百万ドル</li> <li>●スナック菓子：35,361百万ドル</li> <li>●調味料・レディーミール：48,572百万ドル</li> <li>●乳製品・代替品：25,356百万ドル</li> <li>●主食：99,223百万ドル</li> <li>●アルコール飲料：62,384百万ドル</li> <li>●ソフトドリンク：59,992百万ドル</li> <li>●ホットドリンク：7,773百万ドル</li> <li>●ビタミン・サプリメント：11,837百万ドル</li> <li>●健康ウェルネス食品(*)：55,121百万ドル</li> <li>●外食フードサービス：155,612百万ドル</li> <li>●小売・流通業(**)：281,109百万ドル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生鮮食品 <b>2,877百万ドル</b></li> <li>●スナック菓子 <b>1,070百万ドル</b></li> <li>●調味料・レディーミール <b>618百万ドル</b></li> <li>●乳製品・代替品 <b>879百万ドル</b></li> <li>●主食 <b>1,965百万ドル</b></li> <li>●アルコール飲料 <b>2,118百万ドル</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ソフトドリンク <b>2,285百万ドル</b></li> <li>●ホットドリンク <b>483百万ドル</b></li> <li>●ビタミン・サプリメント <b>441百万ドル</b></li> <li>●健康ウェルネス食品(*) <b>1,943百万ドル</b></li> <li>●外食フードサービス <b>11,605百万ドル</b></li> <li>●小売・流通業(**) <b>13,554百万ドル</b></li> </ul> <p>※ 小売額。ただし「アルコール飲料」「ソフトドリンク」はOn-tradeとOff-tradeの合計額。 (*) 左記・上記カテゴリと重複 (**) 店舗型、食料雑貨店に限る、税抜き</p>
<p><b>日本からの農林水産物輸出状況</b> (2021年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省)</p>	<p><b>2位 2190億円 うち農産物1505億円(68.7%)、林産物18億円(0.8%)、水産物668億円(30.5%)</b></p> <p>輸出額の多い品目：アルコール飲料(日本酒等)、真珠、なまこ(調製)、牛肉、たばこ</p>			
<p><b>味覚、嗜好上の特徴</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に甘味をおいしいと認識する傾向があり(ただし甘すぎるものは苦手)、甘味のない商品を好まない。また、酸味のあるものは苦手。</li> <li>・以前は宴会時を除き、食事の時の飲酒は一般的ではなかったが、現在はプライベートパーティーで日本酒も含めて、アルコールをある程度飲むようになった。</li> <li>・家庭でも外食時においても、米飯とおかずは基本的に分けられていることが多く、特に家庭においてはおかずを取って白飯の上のせて食べる人が多い。</li> <li>・個々の食品にまつわるうちく左右されやすい。</li> </ul>			
<p><b>制度的制約</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税：一部の商品にかかる物品税を除きフリー。</li> <li>・輸入規制：公衆衛生や安全管理に関わる事項に限られているが、食肉、家禽卵、コメ等の輸入には輸入ライセンスが必要であり、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は事前許可を得なければならない。また、食肉(牛、豚、鶏)に関しては日本国内で許可された対香港食肉加工施設で、家禽卵と卵製品に関しては日本国内で許可された対香港輸出等取扱施設で処理されたもののみ輸入が可能で、食肉、家禽卵、卵製品、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は輸出国の衛生証明書等の提出が求められる。水産物等も輸出国の衛生証明書等の提出が求められる場合がある。</li> <li>・食品栄養表示義務あり。</li> <li>・トレーサビリティ制度(食品安全法)施行。</li> <li>・残留農薬制度について、CODEX規格(国際食品規格)に準ずる法案が2012年6月に成立。2014年8月1日施行。</li> <li>・食品混入不純物(金属汚染物質含有量)規則について、34年ぶりの改正案が2018年6月に発表。2019年11月1日施行。</li> <li>・食品有害物質規則(部分水素添加油脂の食品への使用の禁止等)について、2021年7月に改正があった。2023年12月1日施行。</li> <li>・加工食品：アイスクリーム類については、2016年4月より日本から香港に輸出するものに対して、厚生労働省と香港食物環境衛生署の間で衛生証明書の様式に合意した。</li> </ul> <p>&lt;原発関連規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【牛乳、乳飲料、粉乳、野菜、果物】福島県産：輸入停止。茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産：放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求。</li> <li>・【と畜または加工された食肉および家禽卵、水産物(活魚、チルドおよび冷凍)】上記5県産：放射性物質検査証明書を要求。</li> <li>・【加工食品】上記5県産：香港にて放射性物質サンプル抜き打ち検査。</li> <li>・【全ての食品】上記5県産を除く都道府県産：香港にて放射性物質サンプル抜き打ち検査。</li> </ul>			
<p><b>高流・物流・商習慣</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品小売業(スーパーマーケット)は地元資本の2グループが7割以上を占める複占状態(Dairy FarmとA.S.Watson)。日本からの生鮮食品は日系スーパーマーケットでの取り扱いが圧倒的に多く、近年は地元系高級スーパーマーケットでも取り扱われているようになり、地元スーパーマーケットも少しは取り扱うようになった。加工食品は全レベルのスーパーマーケットにも取り扱われている。</li> <li>・昨今、新型コロナウイルスの影響により家庭内消費が増加したことから、ネット通販の利用者が増え、例えば①調味料、②鶏卵、③加工食品等、手軽に食べられる食品への人気が高まっている。また、高層住宅が多い住環境のため、宅配しやすく、軽くて壊れにくい包装容器(紙、プラスチック、ペットボトル)が好まれる。</li> <li>・食品の他国への物流中継拠点としての機能も持っている。</li> <li>・賞味期限は加工食品の場合は一般的に4カ月以上必要。</li> <li>・旧正月、中秋節に食品のギフトを贈る習慣がある(旧正月は主に水産乾物、フルーツ、箱詰菓子等。中秋節は主に月餅、フルーツ等)。</li> </ul>			
<p><b>Eコマースの概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HKTV Mall他、新型コロナウイルスの影響により、売上が増加傾向にある。マーケットシェア1位のHKTV Mallでは、2020年と2021年を比較すると、商品売上は1割増となった。</li> <li>・重い生活雑貨の他、高価な食材もECサイトを通じて購入するようになった。宅配以外にも、街中で輸送会社が運営管理するストレージロッカーが設置され、品物はロッカーからのピックアップが可能。</li> <li>・Eコマースへの参入はハードルが低いため、新規参入者が多い。</li> </ul>			
<p><b>外食・小売等の状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響により、長期間レストランでの夜間の飲食ができなかったが、当該規則の緩和によって、飲食業月別売上高は2020年と2021年を比較すると、17%弱増。</li> <li>・レストランの営業制限の中、テイクアウトの利用者の増加が顕著。</li> <li>・自炊が増えた。また、高級食材を購入して、自宅で楽しむ傾向も増加。</li> <li>・Deliveroo、Foodpanda等デリバリーサービスの利用がより増加した。レストランでも一部デリバリーサービスを始めたところがある。</li> </ul>			
<p><b>日本食普及状況等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産食品は種類、量ともに豊富であり、成熟市場。</li> <li>・長期にわたる日本食ブームにより、引き続き日本料理(和食)は中華料理や西洋料理に準ずるプレゼンスがある。特にラーメン店や寿司チェーン店においては行列ができています。また日本の外食産業の香港への進出に関する問い合わせも多い。</li> <li>・中国本土からの旅行者(4,377万人/年、2019年)が香港経済を支えており、デモ及び新型コロナウイルスの影響により2020年の香港訪問旅客数は対前年比93.6%減の3,568,875人、うち中国本土からは同93.8%減の2,706,398人だった。しかしながら、中国本土やアジアへのショーケース機能も高い。</li> </ul>			

# 世界のコメの小売価格(主要国・主要都市別)

主要都市における米の市場価格調査

2022年6月 ©独立行政法人日本貿易振興機構

地域	No.	品目	品目名・商品名	BIO	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店名	販売店の種別	販売店のターゲット	備考
ロサンゼルス	1	米	Nishiki Premium White Rice	-	4.54kg	24.99	米国	Whole Foods Market	現地系	富裕層	
ロサンゼルス	2	米	Ludberg Family Farms Organic Short Grain White Sushi Rice	BIO	907g	6.79	米国	Whole Foods Market	現地系	富裕層	
ロサンゼルス	3	米	Koda Farm Organic Short Grain White Rice	BIO	2.3kg	21.99	米国	Mitsuwa	日系	アッパーミドル	
ロサンゼルス	4	米	YamagataTsuuyuhime	-	5kg	49.99	日本	Mitsuwa	日系	アッパーミドル	
ロサンゼルス	5	米	錦 Brown Rice	-	6.8kg	20.99	米国	H Mart	その他外資系	ローワーミドル	
ロサンゼルス	6	米	錦 Rice	-	6.8kg	19.99	米国	99 Ranch Market	その他外資系	ローワーミドル	
サンフランシスコ	1	米	Iwate Furusato Hitomebore	-	5kg	37.99	日本	Mitsuwa	日系	アッパーミドル	
サンフランシスコ	2	米	Aomori Seiten-no Hekireki	-	2kg	16.99	日本	Marukai	日系	アッパーミドル	
サンフランシスコ	3	米	Tamanishiki Rice, Super Premium Short Grain	-	15lb	30.99	米国	H Mart	その他外資系	アッパーミドル	韓国系
サンフランシスコ	4	米	Lundberg Family Farms Organic White Sushi Rice	BIO	64oz	11.99	米国	Whole Foods Market	現地系	富裕層	
サンフランシスコ	5	米	Nishiki Rice Medium Grain	-	10lb	17.99	米国	Safeway	現地系	ローワーミドル	
サンフランシスコ	6	米	99 Fancy Formosa Rose Rice	-	15lb	12.69	米国	Ranch 99	その他外資系	ローワーミドル	中華系
ニューヨーク	1	米	365 Arborio White Rice	-	454g	2.99	イタリア	WHOLE FOODS	現地系	富裕層	
ニューヨーク	2	米	BOTAN CALROSE RICE	-	2.26kg	7.49	米国	Wegmans	現地系	アッパーミドル	
ニューヨーク	3	米	Nishiki Rice Medium Grain	-	2.27kg	10.49	米国	Wegmans	現地系	アッパーミドル	
ニューヨーク	4	米	MASAKADO HIKARI MAI 有機	-	2kg	33.29	日本	Maruichi	日系	アッパーミドル	
ニューヨーク	5	米	山形 つや姫	-	5kg	44.99	日本	Ebisuya	日系	アッパーミドル	
ニューヨーク	6	米	kokuho Rice Yellow	-	6.80kg	17.99	米国	Kam Man	その他外資系	ローワーミドル	
ロンドン	1	米	VeeTee Long Grain Rice Pot	-	300g	1.3	英国	Ocado	現地系	アッパーミドル	Online search
ロンドン	2	米	Duchy Organic Basmati Rice	BIO	500g	2.2	英国	Waitrose	現地系	アッパーミドル	Online search
ロンドン	3	米	New Kenji Sushi Rice 400G	-	400g	3.25	スペイン	Tesco	現地系	ローワーミドル	Online search
ロンドン	4	米	神明 アカフジ 秋田こまち	-	5kg	31.79	日本	Ichiba	日系	アッパーミドル	
ロンドン	5	米	Oishii Okome Aoyama Sushi Rice	-	10kg	17.5	イタリア	Starlight	その他外資系	ローワーミドル	
ロンドン	6	米	Everyday Essentials Long Grain Rice 1kg	-	1kg	0.45	オランダ	Aldi	その他外資系	低所得者層	Online search
パリ	1	米	Niigata nosho MusenmaiHinominpori新潟農商無洗米ひのみり	-	2kg袋入り	12.65	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	2	米	Niigata nosho Koshihikari Riz Complet新潟農商コシヒカリ玄米	-	2kg袋入り	19.35	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	3	米	Niigata nosho Uonuma Koshihikari Riz 新潟農商魚沼産コシヒカリ	-	2kg袋入り	25.4	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	4	米	Toyo Rice Nagano kinmemai Koshihikari 東洋ライス金芽米長野県産コシヒカリ	-	2kg袋入り	23.05	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	5	米	Autour du riz Riz Thai blancオートウル・デュ・リ タイ米	-	500g	3.89	タイ	Naturalia	現地系	アッパーミドル	
パリ	6	米	La Firestra sul Cielo Riz pour Sushi	-	500g袋入り	2.95	イタリア	Biocoop	現地系	アッパーミドル	
ミラノ	1	米	お米さん	-	5kg	14.8	イタリア	Kathay	現地系	ローワーミドル	
ミラノ	2	米	ゆめにしき	-	5kg	24.5	イタリア	Kathay	現地系	ローワーミドル	
ミラノ	3	米	Riso basmati fino bianco (有機)	BIO	1kg	6.1	インド	Naturasi	現地系	アッパーミドル	有機専門スーパー
ミラノ	4	米	Riso ribe (有機)	BIO	1kg	4.5	イタリア	Naturasi	現地系	アッパーミドル	有機専門スーパー
ミラノ	5	米	Riso acquerello	-	2.5kg	25.6	イタリア	Eataly	現地系	富裕層	
ミラノ	6	米	Riso Roma	-	1kg	1.98	イタリア	Esselunga	現地系	ローワーミドル	
ベルリン	1	米	Kitoku Shinryo Musenmai 木徳神種・無洗米	-	5 kg	45.5	新潟	Wayo	日系	アッパーミドル	
ベルリン	2	米	Haenuki Okitama JA山形 おきたま米 はえぬき	-	2 kg	17.5	山形	Wayo	日系	アッパーミドル	
ベルリン	3	米	Miyako Japan Sushi Rice	-	500g	1.99	不明	Edeka Center	現地系	アッパーミドル	
ベルリン	4	米	Uncle Ben's BIO Basmati-Reis	BIO	240g	2.49	不明	Edeka Center	現地系	アッパーミドル	
ベルリン	5	米	ゆめにしき	-	5 kg	24.9	イタリア	Nik the Greek	その他外資系	アッパーミドル	
ベルリン	6	米	Nishiki 錦・無洗米	-	1 kg	4.19	米国・カリフォルニア州	Nik the Greek	その他外資系	アッパーミドル	
モスクワ	1	米	「Arborio」 BIO Aice Nero	BIO	500g	580	イタリア	Azbuka Vkusa	現地系	富裕層	
モスクワ	2	米	「Mistral」クバニ 短粒種米	-	500g	191	ロシア	Azbuka Vkusa	現地系	富裕層	
モスクワ	3	米	「Botan Kalrose」(寿司用)	-	2.27kg	798	米国	Azbuka Vkusa	現地系	富裕層	

# 農林水産物・食品輸出相談窓口

ジェトロは、2012年1月に「農林水産物・食品輸出促進本部」を立ち上げ、農林水産物・食品の輸出をサポートする機能を強化しています。  
皆様がお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を東京、大阪、各地の国内事務所、海外事務所を設置していますので、ぜひご利用ください。

## 現地の輸入規制や留意点は？

イチゴを香港に輸出したいのですが、どのような輸入規制がありますか。  
海外のバイヤーから菓子の引き合いがありました。どのようなことに気を付けなければいですか。  
緑茶をフランスに輸出するにあたり、想定される関税率を教えてください。

たとえば  
こんな質問に  
お答えします

## 輸出にあたっての手続きは？

日本酒を輸出したいのですが、免許は必要ですか。  
米国へ調味料を輸出するにあたり、施設登録が必要と聞いたのですが、水産物をEUに輸出するための要件は何ですか。

## お申し込み方法



### お電話でのお申し込み

Tel : 03-3582-5646

平日9時~12時/13時~17時（祝祭日・年末年始を除く）



### オンラインでのお申し込み

貿易投資相談サービスよりお申し込みください

最高のジェトロでもご相談を受け付けています。

[国内事務所一覧](#)

ご相談は無料です。ぜひご利用ください。

ご相談には受け付け順に対応しております。内容によってはご回答までに数日をいただくことがありますので、ご了承ください。

ご回答のご連絡およびフォローアップのために以下のお客様情報をご登録いただけます。お電話の場合はオペレータからお伺いします。

1. お名前
2. 企業名
3. お電話番号
4. 所在地（都道府県）
5. E-mailアドレス

本サービスでは、調査の請負・代行、翻訳は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご相談後に、ジェトロより状況確認及びフォローアップのお電話をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

# 海外展開ハンズオン支援事業



**無料相談 受付中**

お申込み、詳細はこちらから→



例えば、こんな場面での悩みに対応可能です

- 「海外へのぼんやりとしたイメージはあるけど、どう動けばいいかわからない！」
- 「商品・サービスの輸出を考えているけど、どの国で売れるのかを調べたい！」
- 「販売代理店候補を訪問してビジネスの可能性があるか調査したい！」
- 「海外に拠点をつくりたいけど、まずは事業プランを作りたい！」
- 「海外の子会社が最近思わしくない。何とかしたい！」
- 「訪日観光客へ、自社の商品やサービスをもっと販売したい！」

様々なご相談に、  
経営目線で、  
最適な解決方法を  
提案します！

## 国際化に関するアドバイス制度利用のメリット

- 1 海外に関する、すべてのご相談に対応  
あなただけの海外展開をナビゲーション
- 2 現地商談先の提案や、  
訪問アポイントメント取得のサポート
- 3 海外現地での商談・調査に同行

海外現地での通訳・車両手配を中小機構が実施し、費用を負担します。  
\*往復航空券、ホテル宿泊費等は企業の負担となります。また、現地調査への同行については、所定の審査があります。

2020年3月30日現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、支援企業及び関係者の健康・安全面を第一に考慮し、支援内容の一つである海外現地同行に関しては当面見合わせます。海外ビジネスの相談や事業計画の策定等については、ご支援可能ですのでぜひお申込みください。



海外ビジネスに精通する専門家が、ハンズオンでナビゲート



現地での商談・調査への同行

## 支援事例① 進出内容：アメリカでの「日本式幼児教室」の開設

株式会社くま教育センター（大阪府大阪市） 資本金：10百万円 従業員数：36名

“5日間の現地調査でこれだけ前に進めたのは、事前準備がしっかりできていたから。中小機構の支援があったからこそ、今回の成果を出すことができた”（熊本代表）



くま教育センター 熊本 李治 代表

### 中小機構による主な支援内容、成果

#### 海外事業プランの策定支援

→「進出先都市の変更」「海外進出ToDoリストの整理」

- ・ 支援中に策定した事業計画、事前調査内容を踏まえ、対象とするターゲット層を再考し、進出都市を変更。あらゆる可能性を排除せず、中小機構と一緒に海外事業プランを考えられた。
- ・ 米国以外の国へ進出する際、自身で進められるよう海外進出プロセスを整理。

#### 海外現地調査への同行

→「立地の選定」「現地からの生の声を獲得」

- ・ 当初は日本食スーパーの近くに幼児教室を開業する計画であったが、片道10車線以上ある現地の道路事情においては、送迎が便利な立地を選定する重要性を確認。
- ・ 日本人会等からのヒアリングにより現地が必要とされるサービスを理解し、事業プランを構築。



## 支援事例② 進出内容：ポルトガルでのサービス拠点の設立

大和合金株式会社（埼玉県入間郡） 資本金：45百万円 従業員数：40名

“自分たちだけでは気づけなかった、いろんな切り口から考えることができ、漏れのない計画が立てられました”（萩野社長）



大和合金 萩野社長(中央)とペドロさん(右)、中小機構 中家アドバイザー(左)

### 中小機構による主な支援内容、成果

#### 海外事業プランの策定支援

→「ポルトガルへの進出形態決定」

- ・ 社長の頭の中にあった海外進出のイメージを全て洗い出し、事業プランへ落とし込んだ。
- ・ 当面の事業見通しと費用対効果を勘案し、まずは支店を設立し、既存顧客にスピーディーな対応をすることを決定。

#### 海外現地調査への同行支援

→「現地ネットワークの構築」「ニーズの把握」

- ・ 大使館、行政機関、現地日本人会等へ訪問し、現地ネットワークを構築。将来的な現地法人設立も見据えた足掛かりを得られた。
- ・ 航空機産業だけではなく金型市場にもニーズがあることを確認、将来像も見えた。



お問い合わせ先：(独)中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 Tel: 03-5470-1522  
詳細および申込書は、中小機構HPからダウンロードすることができます。  
<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>



## (参考 2) 北陸四県の農林水産物・食品の 輸出取組事例



# 北陸地域の農林水産物・食品 の輸出取組事例集



令和4年2月  
北陸農政局

※ 全国の取組事例は、年度別に以下のURLからご覧いただけます。  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi\\_zirei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/index.html)

## 目次

### 1. 北陸地域の輸出取組事例一覧

### 2. 事業者・生産者別の輸出取組事例

新潟県	1
富山県	13
石川県	28
福井県	41

○当資料は、北陸農政局のホームページでもご覧いただけます。

【ウェブサイト】

[http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export/hokuriku\\_jirei.html](http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export/hokuriku_jirei.html)



●北陸農政局へのお問い合わせ先  
経営・事業支援部輸出促進課  
直通:076-232-4233  
FAX:076-232-4178

# 北陸地域の輸出取組事例一覧

NO.	市町名	事業者名	主な品目	事例更新状況
【新潟県】				
1	新潟市	新潟麦酒(株)	ウイスキー、ビール、発泡酒	3年度
2	佐渡市	(株)北雪酒造	日本酒	3年度
3	三条市	(株)ネクスティ	調味料、かつおぶし等	3年度
4	妙高市	(有)かんずり	香辛調味料(かんずり)	3年度
5		錦鯉養殖業者	錦鯉	3年度
6	新潟市	(株)新潟農商(新潟クボタグループ)	コメ(玄米・精米)	3年度
7	新潟市	(株)港製菓	和菓子(大福・クリーム大福)	3年度
8	佐渡市	(株)佐渡相田ライスファーマーミング	コメ(玄米・精米)	3年度
9	田上町	ジョイントファーム(株)	コメ(玄米)	3年度
10	新潟市	新発田市米輸出促進協議会	コメ	3年度(新規)
11	新潟市	一正蒲鉾(株)	魚肉練り製品(なると、ちくわ、かまぼこ等)	3年度(新規)
12	加茂市	(株)ライスグローワーズ	有機栽培米	3年度(新規)
【富山県】				
13	南砺市	日の出屋製菓産業(株)	米菓	3年度
14	富山市	五洲薬品(株)	清涼飲料水	3年度
15	砺波市	富山県花卉球根農業協同組合	チューリップ球根	3年度
16	入善町	(有)ドリームファーム	コメ、米粉ラーメン・うどん	3年度
17	黒部市	皇国晴酒造(株)	日本酒	3年度
18	富山市	(株)TED	水素水	2年度
19	射水市	(有)京吉	ほたるいか一夜干し、ほたるいか沖漬け等	3年度
20	南砺市	三笑楽酒造(株)	日本酒	3年度
21	高岡市	山元醸造(株)	味噌、醤油	3年度
22	富山市	(株)榊田酒造店	日本酒	3年度
23	氷見市	(株)海津屋	うどん(乾めん)	3年度
24	入善町	(株)ウーケ	無菌包装米飯	3年度
25	砺波市	トナミ醤油(株)	ゆず果汁、昆布醤油等	3年度
26	高岡市	(有)仁光園	鶏卵	3年度
27	富山市	(有)グリーンパワーなのはな	コメ・コメ加工品	3年度(新規)

NO.	市町名	事業者名	主な品目	事例更新状況
【石川県】				
28	金沢市	直源醤油(株)	醤油、粉末醤油、つゆ等	3年度
29	白山市	(株)車多酒造	日本酒	2年度
30	金沢市	北陸製菓(株)	ビスケット、カンパン、煎餅他	3年度
31	金沢市	羽二重豆腐(株)	がんもどき	3年度
32	七尾市	(株)スギヨ	魚肉練り製品(かまぼこ等)	3年度
33	川北町	(有)わくわく手づくりファーム川北	クラフトビール	3年度
34	金沢市	(株)ヤマト醤油味噌	醤油、味噌	2年度
35	能登町	(株)和平商店	いか加工品	2年度
36	金沢市	(株)金沢大地	コメ、コメ加工品等	2年度
37	加賀市	(株)Ante	サイダー、シャンメリー、他	3年度
38	白山市	加賀味噌食品工業協業組合	味噌	3年度
39	小松市	(有)ジャパンファーム	コメ	3年度
40	七尾市	(有)大根音松商店	乾燥なまこ、なまこ加工品	3年度(新規)
【福井県】				
41	越前市	マルカワみそ(株)	有機みそ、インスタントみそ汁	3年度
42	越前市	(株)新珠食品	大福餅、茶碗蒸し	3年度
43	若狭町	(株)エコファームみかた	リキュール(梅酒)	3年度
44	福井市	(株)室次	醤油、粉末醤油、醤油加工品	3年度
45	敦賀市	(株)奥井海生堂	昆布製品	3年度
46	坂井市	久保田酒造(資)	日本酒	3年度
47	敦賀市	(株)北前船のカワモト	だしパック、昆布加工品	3年度
48	越前市	(株)武生製麺	冷凍なまそば	3年度
49	大野市	(株)南部酒造場	日本酒	3年度
50	福井市	福井県農業協同組合	コメ	3年度
51	鯖江市	(株)マイセンファインフード	大豆と玄米のベジミート	3年度
52	福井市	(株)アジチファーム	米粉・米粉加工品	3年度(新規)
53	坂井市	(有)粹	冷凍寿司、冷凍丼	3年度(新規)
54	永平寺町	黒龍酒造(株)	日本酒	3年度(新規)

# 農林水産物・食品の輸出に関するお問合せ先

## 農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : [https://www.maff.go.jp/j/yusyutu\\_kokusai/index.html](https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html)

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html)
- 放射性物質に係る規制・対応 : [https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/hukushima\\_kakukokukensa.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html)

あなたを、  
生産者の  
日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。  
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていききたい。  
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



1億人ではなく、  
100億人を見据えた  
農林水産業へ。



農林水産省 輸出・国際局  
輸出支援課 (輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時~12時、13時~17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



一元的な相談窓口の連絡先

### 地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-263-7071
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-5351
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-211-8607
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください!

農林水産物・食品の  
輸出に関するポータルサイト  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の規制情報など、農林水産物・食品の輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。